

岩手県企業局管理規程第5号

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与) 第2条 [略] 2～4 [略]	(給与) 第2条 [略] 2～4 [略] <u>5 地方公務員法第26条の6第1項の規定に基づき配偶者同行 休業の承認を受けて配偶者同行休業をした職員の給与につい ては、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条 例第13号）の適用を受ける者の例による。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。